

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
 集計 検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員			合 計																							
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当			審査打ち切り			申立却下			移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																						
	申 立 て					職 権					小 計	移 送 計	合 計	起 訴 相 当			不 起 訴 相 当	起 訴 予 分	疑 不 分	疑 不 分	罪 と な ら ず 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 極 な し 不 起 訴 処 分 の 不 存 在 計	申 立 極 な し 再 度 の 申 立 て 他 計	小 計			一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の 計	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の 計																			
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	結 果																											小 計	送 付	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		
										起 訴 予 分																																												疑 不 分	疑 不 分
旧 受																																																							
受																																																							
	40	60	7	0	43	4	3	117	0	0	0	5	0	0	5	1	123	163	0	6	33	46	4	10	0	93	4	10	14	9	1	3	0	13	1	127	12	33	64	17	1	35	1	0	36										
																		(5)		(11)		(4)				(4)								(5)		(5)																			

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内

第2表 平成 26年

大阪第一 検察審査会

延 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																			
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計									
	申 立 て					職 権					小 計	移 送 計	合 計	小 計			申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の			六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の															
	告 人	告 人	請 求 者	被 審 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て					結 核	小 計													起 訴	疑 不 予 分				疑 不 分	疑 不 分	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送 計	合 計
	6	8	2	0	10	0	2	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	28	0	0	9	4	0	1	0	14	2	1	3	1	1	0	0	2	0	19	1	9	9	0	0	9	0	0

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(続前一)

受理・既済事件内容別年報

大阪 地裁管内
大阪第二 検察審査会

第2表 平成 26年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計							
	申 立 て				職 権				移 送	合 計	起 訴	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず			そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送			合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の	計					
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書							申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他												小 計	起 訴									嫌 疑 不 十分			嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ
		10	12	0	0	8	1	0	21	0	0	0	1	0	0	1	0	22	32	0	1	8	5	0	0	0	13	1	3	4	8	0	3	0	11	0	29	2	9	16	2	0	3	0	0
																		(1)																											

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

受理・既済事件内容別年報

大阪 地裁管内
大阪第三 検察審査会

第2表 平成 26年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員															既 済 人 員												未 済 人 員																			
	新 受															起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)											
	申 立 て					職 権					申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 度 の 申 立 て			再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 付 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																			
	告 人	告 発 人	請 求 者	被 審 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て																					端 緒		計	送 付 計	合 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計			
																															その他	その他															
<small>審査申立て後に事件が不起訴となつたが、再審査の必要が認められた。</small>																																															
	11	14	1	0	6	3	0	24	0	0	0	2	0	0	2	0	26	37	(2)	0	2	4	16	0	1	0	21	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	25	2	2	16	5	0	12	0	0	12

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最前一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪 地裁管内
大阪第四 検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員																
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計						
	申 立 て							職 権									小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計			小 計	小 計	小 計	小 計	小 計										
	告 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核		小 計	送 付	合 計	計													計	計						計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
											起	疑					疑	罪	そ	小	申	そ	小	不	申	再	そ	小			一	三	六	一	一										
起 訴 予 分		疑 不 十 分		疑 疑 十 分		罪 と な ら ず		そ の 他		小 計		申 立 て の 取 下 げ		そ の 他		小 計		不 起 訴 処 分 の 不 存 在		申 立 権 な し		再 度 の 申 立 て		そ の 他		小 計		送 付		合 計		一 月 以 内		三 月 以 内		六 月 以 内		一 年 以 内		一 年 を 超 え る も の		一 年 を 超 え る も の			
	7	16	3	0	8	0	1	28	0	0	0	2	0	0	2	0	30	37	0	1	7	13	0	8	0	28	1	2	3	0	0	0	0	0	1	33	6	7	16	4	0	4	0	0	4
																		(2)																											

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

(最刑一)

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

地裁管内

第2表 平成 26 年

堺 検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員										未 済 人 員			合 計													
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分		不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分			
	申 立 て						職 権																															移	合	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)
	告 訴 人	告 訴 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道 者	投 告 者	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他			小 計	送 付 計	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分		不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分	不 起 訴 疑 難 不 十分			不 起 訴 疑 難 不 十分
											一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内																									一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	
3	3		6			9						0	1	10	13		1	4	5				9		1	1						0	11	1	5	5		2		2

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				



(最前一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大阪地裁管内

第2表 平成 26 年

岸和田検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																						
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 相 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)													
	申 立 て					職 権										申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	申 立 て の 取 下 げ	再 度 の 申 立 て	そ の 他	そ の 他	計	送	計	計	計			計	計	計																
	資 格 告 白	請 求 告 白	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 構			計																					送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
										起	疑	罪																																					
人	人	人	者	者	計	道	審	者	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計																				
	3	7	1	5	13				0	13	16		1	1	3	4		8	1	1			0	10		1	2	6	1	5	1	6																	

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



岸和田検察審査会 2 号

(最前一)

京都第一検審第6号	平成27年1月15日
最高裁判所事務総局刑事局長 殿	京都第一検察審査会事務局長

受理・既済事件内容別年報

京都地裁管内

第2表 平成 26 年

検察審査会 (集計表)

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																											
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 合			審 査 期 間 (受理の日から)			審 査 期 間 (受理の日から)																			
	申 立 て					職 権			小 計	移 送	合 計	総 計	起 訴 予 分			嫌 疑 不 当	嫌 疑 十 分	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一	三	六	一	一	六	一	一																
	告	告	請	被	道	申 立 極 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道																							投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	其 他		小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	月	月	月	年	年	年	月	年	年
	人	人	人	者	族																												計	道												書	件	再 起 事 件	計	計	計	計	計	計
		27	32	11	14	2		59			1		1	60	87			12	24	20	18		74		1	1							75	18	15	40	2		9	3		12												
													(1)			(1)		(1)								(1)		(1)		(1)		(1)																						

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳												
	原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)								
	事項	審査期間 及び人員											

(取崩一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

京都地裁管内

第2表 平成 26 年

京都第一検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員											未 済 人 員			合 計																											
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当			審査打ち切り			申立却下			移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																							
	申 立 て					職 権								起 訴 予 分	疑 不 分	疑 な し	罪 と な ら ず 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し			再 度 の 申 立 て 他		小 計	移 送 計	合 計	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																					
	告 人	告 発 人	請 求 者	被 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	端 緒																							小 計	送 付	合 計	総 計	起 訴 相 当	起 訴 予 分	疑 不 分	疑 な し	罪 と な ら ず 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て 他	小 計	移 送 計	合 計	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の
										マ ス コ ミ の 報 道	投 書																																										
	17	11	3	9		23						0	23	40		7	11	6	10	34	1	1				0	35	8	13	13	1		3	2		5																	
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																																				
	原因 事項		被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																															
審査期間 及び人員																																																					

(後刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

受理・既済事件内容別年報

京都地裁管内

第2表 平成 26 年

京都第二検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員												未 済 人 員													
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)				審 査 期 間 (受理の日から)			合 計		
	申 立 て					職 権					小 計	送 付	合 計	小 計			申 立 て の 取 下 げ	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内			一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の						
	資 格 者 人	格 外 者 人	請 求 者 人	被 害 者 人	遺 族 者 人	申 立 極 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	結 核 再 起 事 件					小 計	送 付													合 計	起 訴 猶 予					疑 不 分	疑 難 十 分	罪 と な ら ず	他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ
	旧	告 人	告 人	請 求 者 人	被 害 者 人	遺 族 者 人	申 立 極 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	結 核 再 起 事 件	小 計	送 付	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	起 訴 猶 予	疑 不 分	疑 難 十 分	罪 と な ら ず	他 計	小 計	申 立 て の 取 下 げ	他 計	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		
受	10	21	8	3	2	34			1		1		35	45		5	13	14	8		40			0							40	10	2	27	1		4	1		5
														(1)			(1)				(1)				(1)				(1)	(1)										

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

事項	原因			
	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間及び人員				

(展期一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

宮津検察第4号	平成27年1月7日
最高裁判所事務総局刑事部長 殿	宮津検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

京都地裁管内

第2表 平成 26 年

宮津検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員											未 済 人 員																															
	新 受												起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下			移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計																				
	申 立 て						職 権								起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し			再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																	
	資 格 告 白 人	請 求 者 人	被 害 者 人	遺 族 者	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	結 語																														小 計	送 付 計	合 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
										その他																																														
			1		1							0	1	1				0							0									1			1																			

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)



神戸第一検審 第 6 号 平成 27 年 1 月 15 日
 最高裁判所事務総局 神戸第一検察審査会事務局長
 刑事局長 殿

神戸地裁管内

受理・既済事件内容別年報

第2表 平成 26 年

検察審査会集計表

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員															既 済 人 員															未 済 人 員																										
	新 受															起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																				
	申 立 て							職 権										申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	計	計	計	計		計	計	計																							
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他				申 立 て の 取 下 げ																				そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	計	計	計	計	計	計									
											起	疑	疑	罪 と な ら ず																																			そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内
再 起																																																									
23	26	12		33	2	18	91				1	1		2	93	116		10	16	27	4	4	1	52	9	2	11	18	1	2		21	94	9	37	45	3		22			22															
(2)																(4)		(2)	(2)					(2)							(4)	(2)	(2)																								

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



(最刑一)



神戸第一横審 第 5 号 平成 27 年 / 月 15 日
 最高裁判所事務総局 神戸第一検察審査会事務局長
 刑事局長 殿

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内

第 2 表 平成 26 年

神戸第一 検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員											未 済 人 員																																			
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計																							
	申 立 て							職 権									申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 内	三 月 以 内	六 月 以 内			一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の																											
	資 格 告 白 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 末		小 計	送 計	合 計																					起 訴	嫌 疑 不 予 分	嫌 疑 な し		罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の		
										再 起	再 起																																																	再 起	再 起
再 起																																																													
6	11	4	5	2	11	33				1	1	2	35	40		2	7	8	2	2		19			0	11		1	12	33	6	13	13	1		7			7																						
														(2)			(2)					(2)								(2)	(2)																														

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

事項	原因			
	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

(最刑一)



神戸第二検審 第 3 号 平成27年 1月 8日
 最高裁判所事務総局 刑事局長 殿 神戸第二検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内

第2表 平成 26 年

神戸第二 検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																					
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打切り			申立却下					移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)													
	申 立 て					職 権										申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	計	送	計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の														
	資 格 訴 人	請 免 人	被 求 者	遺 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核			計																						送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
										端	緒	小																																				
旧	告	告	請	被	遺	申	小	マ	投	申	結	緒	小	計	送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計														
13	13	7	14		6	40								0		40	53			8	4	12	1	1		18	8	1	9	6	1	1		8		43	2	20	19	2		10			10			
(2)																	(2)			(2)													(2)		(2)													

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
事項				
審査期間 及び人員				

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内

第2表 平成 26 年

伊丹 検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員														未 済 人 員											
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不 起 訴 相 当				審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 合	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計			
	申 立 て					職 権				移 合 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し て			再 度 の 申 立 て	そ の 他 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の															
	告 人	告 人	請 求 者	被 告 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書																	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計		送	計	計	計	計	計	計	計		計	計	計
0	2	0	0	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	3	1	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳				
	原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
	審査期間 及び人員				

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

神戸第一
検察審査会事務局
27.1.-6 受理
第 3 号



姫路検審 第 3 号 平成 27 年 1 月 7 日
 最高裁判所事務総局 刑事局長 殿
 姫路検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内
 姫路 検察審査会

第 2 表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																							
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当						審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 合	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)															
	申 立 て						職 権									小 計	送 付	小 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		計	計	計	計																	
	資 格 訴 人	請 求 人	被 告 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核			小 計																					申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送 付	計	計	計	計	計	計	計	計
										端	緒	小																																						
5		1		11	1	13							0		13	18				2	6	1		1	10	1	1	2	1						1		13	1	2	10			5			5				

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



(最刑一)



豊岡検審 第 2 号	平成 27 年 1 月 5 日
最高裁判所事務総局 刑事局長 殿	豊岡検察審査会事務局長

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

神戸 地裁管内

第 2 表 平成 26 年

豊岡 検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																								
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 当 当	予 分	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)			審査期間 (受理の日から)			合 計													
	申 立 っ て					職 権											申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計			申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計	申 立 下 げ 他 計																	
	告 訴 人	告 発 人	請 求 者	被 害 者	選 出 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 下 げ 他 計			小 計	移 送	合 計	起 訴 当 当														不 起 訴 当 当	予 分				起 訴	疑 犯	疑 犯	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 下 げ	申 立 下 げ 他	小 計	申 立 下 げ	申 立 下 げ 他	小 計	申 立 下 げ	申 立 下 げ 他	小 計	移 送	合 計
							0							0	0		0								0	0																									

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

(集計表)

奈良地裁管内

検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員												
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下					移 合			審 査 期 間 (受理の日から)			審 査 期 間 (受理の日から)			合 計	
	申 立 て				職 権					移 送 計	合 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分			嫌 疑 な ら ず	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の			
	資 格 被 害 者	格 被 害 者	請 求 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て					そ の 他	小 計																								
	旧 受	告 人	告 人	告 人	者	者	計					計	送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計					
	8	1	1	14	4	3	23				0	23	31	1	1	3	16	1	1		21		2	2	1	2			3	28	2	11	7	6	2	2	1		3

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳				
	原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
	審査期間 及び人員				

(抜刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

奈良地裁管内
奈良検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員														既 済 人 員											未 済 人 員																										
	新 受														起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 送 計	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計														
	申 立 て							職 権									申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の			六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																				
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	端 緒		小 計	移 送 計	合 計																			起 訴 予 分	疑 不 分	疑 な し	罪 と な ら ず 他 計	小 計		申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 極 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の
										端	緒																																									
	7	1	1	6	3	3	14					0	14	21	1	3	7	1	1	12	2	2	1	2			3	18	2	4	4	6	2	2	1	3																

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内致として計上する。



受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

奈良地裁管内

第2表 平成 26 年

葛城検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員										既 済 人 員										未 済 人 員															
	新 受										起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下				移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計	
	申 立 て					職 権							申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 極 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	申 立 極 な し の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の												
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て																	其 他									
																											小 計	送 計	合 計	起 訴 予 分	疑 不 分	疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他		小 計
旧 受	資 格	請 求	被 害	遺 族	申 立 極 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 極 な き 者 の 申 立 て	其 他	小 計	送 計	合 計	起 訴 予 分	疑 不 分	疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	申 立 極 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	申 立 極 な し の 他 計	小 計	移 送 計	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の			
1			8	1		9					0	9	10	1		9				9			0	10						7	3					0

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内致として計上する。

平成26年1月14日	大津検審第6号
最高裁判所 事務総局刑事局長 殿	大津検察審査会

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大津地裁管内

検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員											未 済 人 員												
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下			移 送	合 計	審 査 期 間 (受理の日から)					審 査 期 間 (受理の日から)			合 計
	申 立 て				職 権									小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計			小 計	小 計	小 計	小 計	小 計				
	資 格 訴 人	資 格 告 発 人	請 求 人	被 容 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	起	嫌 疑 不 当												嫌 疑 不 当	罪 と な ら ず						そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他
		12	13		5		18										17		1	1							19		5	12	2		9	1	1

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳				
	原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
	審査期間 及び人員				検察官検討中 1年3月 1名

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内致として計上する。



(最刑一)

受理・既済事件内容別年報

大津地裁管内

第2表 平成 26 年

大津検察審査会

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員											未 済 人 員			合 計																					
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下			移 送		合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)														
	申 立 て					職 権								申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	申 立 て の 取 下 げ	申 立 て の 取 下 げ	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 度 の 申 立 て	再 度 の 申 立 て	そ の 他	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内				一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																
	告 人	告 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核																					小 計	送 付	合 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
											端																																				緒
旧 受	告 人	告 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	結 核	小 計	送 付	合 計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計																				
	12	13		4			17					0		17	29	1		2	5	10				17		1	1					0	19		5	12	2		9		1	10					

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)
審査期間 及び人員				検察官検討中 1年3月 1名

(厳刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大津地裁管内
彦根検察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員										既 済 人 員													未 済 人 員																																
	新 受										総 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計																			
	申 立 て					職 権								小 計	送 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計			小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計	小 計																					
	告 人	告 人	請 求 者	被 容 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て																										小 計		端 緒		小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の
																																						端	緒																	
0						0					0					0																				0																				

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳				
	原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」、「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

大津地裁管内

長浜檢察審査会

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員											既 済 人 員														未 済 人 員																							
	新 受											起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当					審 査 打 切 り			申 立 却 下				移 送	合 計	審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)					審 査 期 間 (受 理 の 日 か ら)			合 計													
	申 立 て					職 権								申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内			一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																				
	資 格 被 遺	申 立 権 な き 者 計	マ ス コ ミ の 報 道 等	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	端 緒		小 計	送 付 計	合 計	総 計																			起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計		そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の
						端	緒																																										
告 人	告 人	請 求 者	被 害 者 族	申 立 権 な き 者	計	マ ス コ ミ の 報 道 等	投 訴	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	送 付 計	合 計	総 計	起 訴 予 分	嫌 疑 不 十 分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず	そ の 他 計	申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他 計	小 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	一 年 を 超 え る も の																		
			1		1				0	1	1						0		0														1	1															

未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳

原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

和歌山地裁管内

集計表

第2表 平成 26 年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員													未 済 人 員																													
	新 受													起 訴 相 当	不 起 訴 相 当	不起訴相当			審査打切り			申立却下			移 送	合 計	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)			合 計																					
	申 立 て					職 権										起 訴 予 分	嫌 疑 不 分	嫌 疑 な ら ず	罪 と の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在			申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	移 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内		六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 を 超 え る も の																	
	資 格 訴 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	端 緒																													小 計	送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
											マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て																																											
旧 受	資 格 訴 人	告 発 人	請 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 な き 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計																										
受	人	人	人	者	族	者	計	道	書	て		計	送	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計																										
	24	0	1	0	7	1	0	9	0	0	0	0	0	0	9	33	0	1	20	3	0	4	2	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	2	25	3	0	3	0	0	3										

備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																								
	原因		被疑者不明					被疑者疾病					事案複雑					その他 (具体的に)							
	事項																								
	審査期間 及び人員																								

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し, 内数として計上する。



受理・既済事件内容別年報

第2表 平成 26年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員													既 済 人 員															未 済 人 員																											
	新 受													總 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 相 当	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下					移 合	審査期間 (受理の日から)					審査期間 (受理の日から)																				
	申 立 て						職 権						小 計				送	計	小	計	計	小	計	小	計	小	計	小	計		送	計	内	内	内	内	内	内	内																	
	資 格 審 査 人	格 告 発 求 人	被 害 者	遺 族	申 立 権 者	小 計	マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	小 計	送	計																												起 訴 疑 犯	不 起 訴 疑 犯	罪 と な り	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計	送	計	一 月 以 内	三 月 以 内
	23	0	1	0	6	1	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	1	24	3	0	3	0	0	0	3																	
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th colspan="4">原因</th> <th rowspan="2">その他 (具体的に)</th> </tr> <tr> <th>被疑者不明</th> <th>被疑者疾病</th> <th>事案複雑</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間及び人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																																								事項	原因				その他 (具体的に)	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑		審査期間及び人員					
事項	原因				その他 (具体的に)																																																			
	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑																																																					
審査期間及び人員																																																								

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」,「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に()を付し、内数として計上する。

受 理 ・ 既 済 事 件 内 容 別 年 報

和歌山地裁管内
田辺検察審査会

第2表 平成 26年

処 理 区 分 人 員	受 理 人 員										既 済 人 員										未 済 人 員			合 計													
	新 受					移 送 計	合 計	起 訴 相 当 計	不 起 訴 相 当 計	不起訴相当					審査打ち切り			申立却下			移 送 計	合 計	審査期間 (受理の日から)			審査期間 (受理の日から)											
	申 立 て				申 立 権 な き 者 計					職 権				申 立 て の 取 下 げ 他 計	そ の 他 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在 他 計	申 立 権 な し て 他 計	再 度 の 申 立 て 他 計	一 年 を 超 え る も の 内	一 年 を 超 え る も の 内			六 月 以 内		一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の 内											
	告 人	告 人	請 求 者	被 害 者						マ ス コ ミ の 報 道	投 書	申 立 権 な き 者 の 申 立 て	そ の 他														起 訴	嫌 疑 不 十分	嫌 疑 な し	罪 と な ら ず 他	小 計						
	旧 受	資 格 外	請 求 者	被 害 者	道 道	小 計	送 送	起 訴	不 起 訴	起 訴	嫌 疑	嫌 疑	罪 と な ら ず	そ の 他	小 計	申 立 て の 取 下 げ	そ の 他	小 計	不 起 訴 処 分 の 不 存 在	申 立 権 な し	再 度 の 申 立 て	そ の 他	小 計		送 送	合 計	一 月 以 内	三 月 以 内	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の	六 月 以 内	一 年 以 内	一 年 を 超 え る も の			
1			1		1	0	1	2		2			2			0							2			1	1						0				
備 考	未済事件のうち、審査期間が1年を超える事件の原因等内訳																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因 事項</th> <th>被疑者不明</th> <th>被疑者疾病</th> <th>事案複雑</th> <th>その他 (具体的に)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査期間 及び人員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>																											原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)	審査期間 及び人員				
原因 事項	被疑者不明	被疑者疾病	事案複雑	その他 (具体的に)																																	
審査期間 及び人員																																					

(最刑一)

(注) 職権審査事件については、「受理人員」の「旧受」及び「総計」, 「既済人員」並びに「未済人員」の各箇所に () を付し、内数として計上する。